

## 配置予定技術者等の届出書

|                             |                                                                                       |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 入 札 日 時                     | 令和 7 年 1 2 月    3 日 <span style="border: 1px solid black;">午前</span> ・午後    9 時 3 0 分 |
| 工事（業務）名                     | 令和 7・8 年度    磯部地域福祉センター改修工事(電気設備工事)                                                   |
| 業            者            名 |                                                                                       |

## 配置予定技術者等

|       | 氏 名  | 資 格 内 容            |
|-------|------|--------------------|
| 主任技術者 | ふりがな | 資格名称               |
|       |      |                    |
| 監理技術者 | ふりがな | 資格名称               |
|       |      | 監理技術者資格者証番号<br>第 号 |
| 現場代理人 | ふりがな |                    |
|       |      |                    |
|       |      |                    |
|       |      |                    |

- ※ 主任技術者等が有資格者の場合は、資格証（写し）を添付すること。
- ※ 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- ※ 主任（監理）技術者の資格要件が実務経験者である場合は、技術者等の実務経験を証明する書類（任意様式）を提出すること。
- ※ 主任（監理）技術者が直接的かつ恒常的に３か月以上雇用されている証として、雇用保険者証等の写しを添付すること。
- ※ 現場代理人は工事現場に常駐させることとし、主任（監理）技術者と兼務することができます。
- ※ 主任（監理）技術者等は入札公告に記載の要件の他、建設業法第２６条及び「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて」によるものとします。
- ※ 本届出書により届け出た配置予定技術者・現場代理人は、原則として工事完了まで変更を認めておりません。
- ※ 志摩市内に本店を有する業者は、原則として市に登録されている技術者を配置することとなりますので、登録事項で確認できれば、資格証（写し）等添付書類は必要ありません。